

農薬の飛散による影響防止の徹底を!!

本庁経済課 電話 0994-22-3034

支所経済課 電話 0994-25-2511

平成18年5月29日からポジティブリスト制が施行されました

平成18年5月29日から食品衛生法に基づく残留基準値が設定されていない農薬などを一定量以上含む食品の販売を原則禁止する制度「ポジティブリスト制度」が施行されました。

このことの詳細につきましては、広報きんこう4月号8ページに制度の内容や農薬散布にあたっての注意事項などを掲載したところですが、農薬を使用する農産物のみならず、周辺の圃場で栽培・収穫される農産物においても、食品衛生法の基準を超えた農薬が残留しない

ように注意する必要があります。万一、基準値を超えた農薬が農産物で検出された場合、

①出荷停止や回収などにより、当該農産物の生産者などの経営に悪影響が生じる

②当該農薬の使用者が特定された場合は、相当の被害補償などが必要になる

③当該地域（町内）における農産物への風評被害の恐れがある

など、その影響は農家経営のみならず、当該地域（町内）の農業全般に及ぶことが懸念されます。

このようなことから、農薬散布にあたっては、周辺の農作物に注意し、防除しようとする農作物と異なる農作物や、同じ農作物であっても生育ステージの違う農作物がある場合は、それらを耕作している農家の方と農薬散布の方法について、十分に話し合った上で作業を行ってください。

特に水稲防除など、粉剤散布は飛散する範囲が広く、周辺への影響が大きいので、飛散しにくい農薬を使用するようにして

ください。

また、果樹防除は、

①防除対象が幅・高さのある樹木である

②受粉や作業平準化の観点から、早生から晩生まで生育特性の異なる品種や他品目の混植を行う場合がある

③労働軽減などの観点から、防除効果が及ぶ範囲の広いスプレーヤーなどを使用する場合があります

などの特徴があり、農薬の飛散に対しては、他作物に比べ、より慎重な対応が必要になりますので、特に注意してください。

この制度の詳細、使用する農薬や散布方法など、不明な点は役場経済課か農協に問い合わせてください。

ポジティブリスト制度・農薬の飛散防止対策については、「普及センターからこんにちは」（平成18年5月発行）にも掲載されており、再度ご確認ください。

結婚50周年日の皆さん、お早めに申し出を

本庁保健福祉課（福祉係） 電話 0994-22-3042

支所住民生活課（福祉係） 電話 0994-25-2511



昨年の金婚式の様子

本町では、結婚50周年を経過し、夫婦とも健在の方々を対象に、合同金婚式を行います。対象者については役場でも調査いたしますが、自分たちが対象ではないかと思われる方は、本庁保健福祉課又は、支所住民生活課へ7月31日（月）までにご連絡ください。

また、婚姻後、本町に転入された方々、本籍地が町外にある等の方々は調査できませんので必ず申し出てください。

○対象者

①昭和31年1月1日から同年12月31日までに婚姻届を出し、夫婦とも健在の方々。

今年1月以降にどちらかが死亡されている場合も該当します。

②婚姻当時の事情で届出の遅れた方々で、第1子が昭和31年中に出生している場合は該当します。